

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 堀内六郎
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1982年9月25日発行
 第14巻 第9号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.14 No. 9号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

北欧にみる地方の時代

The Era of Local Community in Norden

常務理事・早稲田大学教授 中嶋 博

Managing Director, Prof. Hiroshi Nakajima

北欧にやって来て丁度1カ月になる。ストックホルムで一番美しいメーラレン湖畔の下宿のベランダから見るドロットニングホルム離宮行きの船上には人影もなく、つい先日まで、裸に近い姿の人の群れがみられたのが、うそのように思われる。事実、秋がやってきたし、あの長い冬も近づいてきた感じである。

これまでフィンランドでの世界教育学会(WAER)第8回大会での研究発表をはじめとして、北欧各地を訪ねることを得たが、その印象を一言でいえば「地方の時代の到来」ということである。

さきの学会における研究発表にしても、北欧の場合、いわゆる地方の大学の研究者のものが光っていたし、ノルウェーにしても、ナルビック、ブデー、トロンドハイムのような地方都市の方が文化的にも活気があるように思われた。またこうした地域では、生協店舗もさることながら、民間店舗の方が品種も豊富で、消費者のニーズに答えているかにみえた。このことは当地のPUBが創業100年記念売出しをしているが、それに対抗するNKやオレーン百貨店の方が混雑していることにもあらわされている。

またスウェーデンをはじめとして、へき地と考えられる地方のどこにいても、地域の統合体としての、近代建築の粋を集めた学校の建設が進められていた。そしてこれはまた、近時の各国における地方分権促進政策と相まって、地方自治体の自主性と活力の証拠とみられた。

さて今日8月20日の夕刊、「エクスプレッセン」

紙は、「ボルグの仲間がステンマルクを欺いた」とヘッド・ラインで報じ、「アフトンプラデット」紙は、「平和と労働」を掲げる社民党の来たるべき選挙における勝利は確実であるとし、パルメの組閣構想を発表しているが、前文相経験者を二人も要職にあてていることはさすがである。

しかし中立系、保守系の新聞は、いずれもそろって連日、社民党のいわゆる労働者基金をはげしく攻撃しているが、穏健保守党の選挙スローガン「自由か基金か」(Frihet eller fonder)は象徴的である。

消費者物価の上昇率は年初より低下したとTVは報じているがその実感はなく、人々は等しくインフレの沈静を望んでいる。しかし1960年代までの官僚主義、中央集権主義に国民がこりていることも確かである。そしてこの「地方の時代」にふさわしい、多様なニーズに応える文化の香り高い政治を求めて、人々はどの政党に票を投ずるのであろうか。

—1982・8・20 ストックホルムにて—

目次

北欧にみる地方の時代	中嶋 博	1
80年代の老人ケア	小野寺百合子	2
減少続く「結婚」、増える「同棲」		
	三瓶 恵子	4
(研究会ニュース) 政治・外交研究会		
	岡沢 憲英	5
SIPニュース		5

80年代の老人ケア

Old Age Care in the 80's

理事 小野寺 百合子

Director Yuriko Onodera

国連の主催により本年7月26日から2週間、ウィーンで開かれた高齢者問題世界会議について、日本国代表の一人から次のような報告を受けとった。「この会議の最大焦点は、老人の社会参加と生き甲斐であった」と。

ちょうどこのことに関連して、スウェーデンの社会副大臣（保健担当）エリザベート・ホルム女史が述べている言葉は、従来のスウェーデン老人福祉対策のラインとは趣きを異にしていると思われる。これは時事評論雑誌「Svensk Tidskrift」80年2号に掲載されていたものである。

実は私はスウェーデンを訪問する度ごとに、老人福祉の各分野が目立ってよくなっているのに気付くと同時に、老齢年金受給以後の老人たちの労働ないしは生き甲斐対策について疑問を深めていた。ストックホルムやマルメヤイェーテボリで市の当局者に質問してみたが、年金年齢に達すれば退職して年金生活にはいるのが当然で、その後の労働はほとんど考えられていないし、生き甲斐対策としてはさまざまな学習活動が奨励されていた。そしてあらゆる面での老人福祉の充実を誇りとして聞かされるのであった。確かにスウェーデンでは全国民を対象にして、国民年金だけでも基本的には食べられる年金だし、ATPは成熟し、私的協約年金も整備されてきたので、全般的に老後の生活はますます豊かになってきた。住宅も一般住生活の向上に伴って、老人が質の良い広い住居に住むのが当然となっているが、年金者の半数はコミュンから家賃の全額ないし一部の補助を受けているのである。施設で収容ケアを受けなければならない老人ばかりでなく、年金年齢に達した老人のすべては、こうして社会から手厚い扶養を受けていることになる。人口の高齢化はスウェーデンでも例外ではなく、このままでは稼働年齢層が老人の扶養に堪えられなくなるのは目に見えている。

ホルム大臣の論文は「80年代の老人ケア」という題で、その冒頭に「チェスやブリッジの代りに

紙やすりを」という文句のあるのにまず興味をそらされた。これは今まで読んだ老人問題の論文に見たことのない主旨なので、以下要約してみよう。

スウェーデンの老人とくに慢性病患者（ねたきり老人）は、多くの点で優れてゆき届いた取り扱いを受けているが、それは物質的側面である。われわれはかなり大きな数字を、良い住宅と高い年金に割いて老人を優遇しているが、別の観点からすれば、却って老人を孤独にし無気力にし、多くの人々の生活を決して幸福にしているとは思われない。

現実問題として、60歳以上の老人は1985年には全人口の23%、2025年には27.8%になる計算である。現在60歳の人は社会のケアを必要としないのが普通であるが、70歳になっても大部分は自立できる筈である。それなのに従来の老人福祉制度は、老人の年齢によって線を引き、まだ十分自立できる人にも一律のケア施策を与えている。老人に必要な以上の過剰ケアを与えることは大きな誤りである。すべての年齢の老人に共通していえることだが、それぞれがなすべきことを持つのが、よりよく生きる術である。

イェーテボリのアラン・スワンベリ教授は、全国的に70歳以上の老人の健康状態を調査した。その結果、老人福祉の考え方を根本的に変えなければならないことが判明した。それは老人福祉を、受動的ケアから積極的活動へと転換させることである。

老人だけでなく、老人ケアに従事する人もまた家族も、老人とは世話をやかれるものという固定観念を持っている。もちろん必要な程度の援助はしなければならないが、過保護は老人を受動的にし不満感を起させ、さらに余計な援助を要求させる。慢性病患者にも、智的刺激を与えながら正しい作業療法を行うことにより、何かさせることはできる筈である。

80年代の老人ケアと慢性病患者ケアに必要なの

は、何か特別に大きな企画をすることではなく、姿勢を変えることである。

次にサービスハウスと家庭看護制度について意見が述べられている。

老人はできるだけ長へ自分のうちに住みたいと思っている（註、80%の老人は自立して小家屋またはアパートに住んでいる）のに、家族や周囲のものは心配して、サービスハウスまたは老人ホームにはいることを勧める。多くの老人は、ケアが適当に受けられるなら、たとえ寝ついても従来の自分のうちに居たいと思うし、また居住は可能である。サービスハウスは独立性のあるアパートでありながら、必要とあればいろいろのサービスが受けられる長所を持っている。サービスハウスの運営本体のコミュニケーションの考え方次第では、家庭看護サービスまでも十分に与えることができる筈である（註、コミュニケーションのホームヘルパーとは別に、州の医療制度が運営する家庭看護サービスがある。コミュニケーションと州の連携がうまくいくことが必要である）。

ところが今日とかく陥りやすい誤ちは、サービスハウスのサービスを過大評価して、自宅ですでに老弱になった人がサービスハウスに引越すケースの多いことである。これはサービスハウスというものの出現が新しくコミュニケーション自体にもその認識が徹底していないからで、サービスハウスは老人ホームではない。元気なうちにサービスハウスに引越すのはよい選択であって、ここでだんだん年をとるにつれて各種のサービスを受け、必要となったとき一般の在宅家庭看護サービスを受けられるというものでなければならない。老弱になってからはいるところは、もっと共同の場のある老人ホームでなければならない。

軽度の慢性病患者の多くは、家庭看護サービスが受けられるのなら入院しないで、在宅を希望する。この制度を拡大しもっと機能的に整備する必要がある。

今日では慢性病患者の看護を家族に依存するこ

とは全く現実性がない。ほとんどの男女が就職し、在宅する家族がいないからである。親の看護のために娘を犠牲にすることは不可能であるし、一人の人が常時看護に拘束されることには重荷すぎる。一番望ましいのは新しい法律をつくって問題を解決することである。その場合にも夜間は家族がタッチしなければならない。

私は確信をもって看護婦が医師の試験を受ける道を開くべきだと思っている。これが慢性病患者の看護に必要な精神的要素を吹き込む最適な方法だと信じている。

慢性病患者院（ナーシングホーム）の建設については、州政府が記念碑として誇るような大病院ではなく、居心地のよい小さな病院が必要である。病室はもちろん個人の所持品を持ち込んで個人的にすべきだが、バランスがむずかしい。家庭的すぎると退院してうちへ帰りたいという希望を失うからである。小さい病院の長所は、病人食に手心が加えられやすいし、病院にとって特に費用のかかるほどでない心遣いが行き届く。それが病人には大きな意味を持つことが多い。

入院患者の家族の見舞いは、単なる訪問ではなく、何か看護の仕事を手伝わせるよう、職員に義務づける必要がある。散歩に連れ出すとか、洗髪や瓜切りをすとか、必要とあれば食事を食べさせることもできる筈だ。

最後に、看護婦教育を受けていない中高年者に看護助手とか看護婦見習いの教育を受けさせることは非常によいと思う。

以上のような現職の担当大臣の発言は、近い将来に老人福祉対策の変化が起るのではないかと期待される。しかしこの国でも、行政が国民にひとたび与えた権利を、たとえ僅かでも削減しようとすれば、大衆から大変な抵抗を受けるのは必至である。福祉後退は政権の運命を賭けることにもなりかねないので、老人福祉の根本を変えることは容易な業ではないだろう。その行方を注意深く見守っていきたいと思う。



減少続く "結婚、増える" 同棲

Marriage decreases; cohabitation increases

会 員 三 瓶 恵 子

Ms. Keiko Samei
Graduate student of
Uppsala University

スウェーデンにおいては、"同棲" sammanboende と "結婚" gift との差がほとんどなくなって久しい。閣僚等も王宮での公式晩餐会等に「堂々と」同棲者を連れていく時勢となった。今回は、スウェーデンの"結婚"、"同棲"の状況について書いてみようと思う。

まず身近な例をとると、地方新聞の家庭欄には結婚記念写真と新生児の写真が掲載されているが、そのどちらもスウェーデンの今日の"結婚"の状況を示して大変興味深いものである。

たとえば6月19日付 Örebro Kuriren 誌にはその週に生まれた36人の赤ん坊の写真が載っている。その写真の下に書かれている両親の名前をみると、両親の姓が異なっているものが23組ある。引き算をしてみると $36 - 23 = 13$ 組が"結婚"組である。この場合における"結婚率"は単純計算をすれば約36%となる。もちろんこれはこの週のÖrebro市近辺だけの数字であって一般的なものではないが、試みに何週間かの統計をとってみても大体40%以上にはならないようである。

目を転じて結婚記念写真（こちらは毎日掲載）の方を見ると、7月14日に同 Kuriren 誌に結婚記念写真を掲載した（街の専門写真館で記念写真をとると自動的に新聞に載る。逆にいえば写真をとらなかったペアはここには出てこない。）20組のうち、明らかに自分達の子どもを連れているものが3組ある。また教会で式をあげた者は15組である。"市役所" rådhus で式をあげた人々の中には写真をとらなかったものも多いと考えられるので（記念写真は大変高いのである）上の数字はあくまでも参考にしかない。

では「現実」はどうなのか？もっと正確な統計（スウェーデン統計局 S C B の統計）をみてみると、1966年を境に結婚する者が減少する傾向にあることがわかる。1966年に結婚したのは61,000組

だったのに対し、1979年は37,000組、1980年は38,000組であった。

教会での結婚も減少を続けている。全結婚数のうちの教会での結婚率は1960年には94%だったのに対し、1979年には64%となっている。

"同棲"については、統計によれば、1980年には350,000組の同棲者がいるとされている。これは「全既婚者+同棲者」のうちの5分の1を占めるものである。

この割合は北欧全体からみれば、デンマークと大体同じである。フィンランド、ノルウェーでは"同棲率"はより低くなる。

"結婚"と"同棲"は実生活の上では、まったく差がないといってよい。家族法 familjelagstiftningen でも両者はほとんど同等のものとされている。

先の結婚記念写真に、連れ子ではなく自分達の同棲中にうまれた子どもがいっしょにうつつている組が3組あったが、このような結婚パターンがより一般的になってきたのではないかというような気がする。正確な資料がないので推測にすぎないのだが。つまり、まずいっしょに暮らしてみてお互いに共に暮らし続けていける相手かどうかをみきわめてから子どもを作り、それから"結婚"をするというパターンである。しかしながらこれは結婚をする者のうちのパターンであって、全体的な生活パターンがそうなるとは思えない。"同棲"の割合は、その法的・社会的市民権の拡大にもなってこれからも増え続けていこう。

最後に日本の状況との比較をしてみたいと思う。これまでずっと"同棲"とカッコつきで書いてきたのは、日本的文脈でいうところの同棲と区別をつけたかったからである。ではどこが違うのか、ときかかれても「ニュアンスが違う」と答えるしかないのだが……。日本でも最近特に女性雑誌

(たとえばMORE、クロワッサン等)で「進んだカップル」として結婚しないペアが紹介されたりしているが、全体からみればそのような同棲者はほんのわずかにすぎないだろう。なぜならば日本の社会・経済のしくみは「結婚=家族結合」を前提にして成り立っているからである。私達はスウェーデンの例を見て、「結婚・同棲どちらが得か?」などという問いではなく、「なぜ結婚→同棲になってきたのか?なぜ結婚=同棲が可能か?」などという問いかけをすべきなのではないか。私は、スウェーデンのこの状況を可能にしたのは児

童手当等の児童福祉と平等政策、特に女性の経済的自立の実現にあるのではないかと思う。言いかえれば、「子どもの養育・教育は社会の責任、結婚は永久就職ではない」ということである。たとえば子どもの姓についてみても、父の姓、母の姓、両方の姓(ダブル・ネーム)、新しい姓の四つの中からどれでも選ぶことが可能であるという姓名法 Namnlag の規程も意義深い。≡結婚≡、≡同棲≡の問題は、≡姓≡と≡性≡と≡生≡の問題と密接な関係をもっているのだから。

<研究会ニュース>

政治・外交研究会

去る7月10日、標記の研究会として、82年度スウェーデン総選挙の予測と題して、当研究所評議員、早稲田大学教授岡沢憲美氏の講話が行われた。

講話では、スウェーデンの政党政治の三層構造の実情把握を前提とし、この9月の総選挙の争点として、まず、体制選択問題、状況問題および微

調整問題の三分類のうち、体制選択問題の中の労働者基金と、微調整問題の中の税制改革の問題が挙げられ、6月25日の世論調査の結果からみて、左党共産党と環境党の動きが注目されると結ばれた。

<<SIPニュース>>

スウェーデン人、外国からの移住者に肯定的

スウェーデン人種偏見差別委員会(Swedish Commission on Ethnic Prejudice and Discrimination)により、外国からの移民者に対するスウェーデン人の意識調査が行なわれた。その結果、前回(1969年)の調査結果と今回のそれとを比べてみると、スウェーデン人が移民に対してかなり寛容になり、彼らの環境をより深く理解するようになったのがわかる。このことは主として学校における教育水準の向上、社会における平等の強調、スウェーデン人と移民との接触機会の増大等によるものである。この調査結果は、スウェーデン人はもはや移民を社会的、経済的安全を脅かすものとは考えてはいないということを指摘している。

この調査は、1969年の調査に使用されたものと同じ22項目の質問から成っており、回答者は年齢18歳から70歳までのスウェーデン人1,200である。全問のうち14の質問事項については回答は明らか

に肯定的態度へと変わっているが、3つの質問事項については否定的態度へと変わっている。

逆説的に言えば、回答を求められた人々の半数は、一般的にスウェーデン人と移民との関係は悪化していると言われていたが、これは自分の見解とは異なると思込んでいる。このことは、マスメディアはしばしば移民問題を取りあげるが、その肯定的傾向はほとんど無視され、したがって現状とはいくぶん異なった状況を報道しているという事実に戻せられる。

1981年のスウェーデンの周産期死亡率0.8%に

1981年のスウェーデンの周産期死亡率(妊娠第8週から、生後1週間以内の子供の死亡率)は、0.78%(1,000人につき7.8人の割合)であったが、これは、前年度比で10%の改善である。なお、20年前の周産期死亡率は、2.5%であった(1,000人につき25人の割合)。スウェーデンは、長年に渡り、世界一、周産期死亡率の低い国である。

スウェーデンのビデオ普及率、現在世界第一位

スウェーデン協会 (The Swedish Institute) 発行の「カレントスウェーデン (The Current Sweden)」シリーズ最新号によると、現在、スウェーデンのビデオ普及率は8.5%、米の4%を抜いて世界第一位である。目下、スウェーデンにおける利用ビデオ台数は、25万台強。ビデオ業界は、昨年だけで、売り上げを50%も伸ばし、スウェーデンの小売り業界の中では唯一、実質的な利益をあげている。

スウェーデンビデオ業界の好況は、主として、カセット普及率の高さに依るといえようが、その他の原因として、スウェーデンが比較的富んだ、機械いじりの好きな国民を擁した世界に冠たる福祉国家であること、また、テレビの視聴時間が量的に限られていること等があげられよう (スウェーデンは、2チャンネル、しかも、日米に比べ視聴時間が、極めて短い)。なお、スウェーデンは、ステレオ装置や電化製品の売り上げでも、他の先進諸国に一步先んじている。

1970年代末まで、スウェーデンのビデオ利用は、

公共機関並びに大企業に限られていた一前者は、医療及び教育用に、後者は、社員教育や広告用にビデオを活用していた。しかしながら、1980年末に、某電器メーカーが、大キャンペーンを開始し、以来、一般家庭にも、ビデオは急速に普及した。

ただし、スウェーデンにおける急速なビデオ普及は、多くの問題を含んでいる一例えば、暴力シーンやセックス描写をふんだんに盛りこんだカセットフィルムの氾濫、ビデオの爆発的な増加によるスウェーデン映画への影響、更には非合法的なコピー並びに著作権等の問題。結果的に、これらの諸問題の解決策の一環として (映画産業や様々な著作権組織の財政強化が目的であるが)、録画撮り前のカセットに特別税を課すという法案が、目下、国会に提出されている。

なお、1981年9月には政府任命のビデオ委員会が、ビデオカセットも映画フィルム同様に同じ検閲規制に従うべきである。ニューメディア及び情報技術に対し特別な警戒を怠らないためにも永久的な政府組織をつくる必要がある等の議案を提出している。

事務局より

第7回 欧州流通・生協研修視察団

全国農業協同組合連合会および全国農協観光協会の協力により、当研究所主催の標記視察団が編成され、9月10日、スウェーデン、西ドイツ、オランダ、フランス、イギリス歴訪のため出発した。

この視察は、スウェーデン・インスティテュート等現地機関の協力により実施され、当研究所理事内藤英憲日本大学教授が団長として指導にあたり、9月24日に帰国する。

今秋のスウェーデン語講習会 (通算50回目)

来る10月4日より、10週間、初級 (火・金)、上級 (月・木)、高等科 (水) を開講する予定です、目下募集中であります。

時間は、いずれも夜6時半より8時20分まで、当研究所で行われます。

初級と上級は週2回で、夫々日本人講師とスウェーデン人講師が指導します。初級と上級の受講により、基礎が習得されます (受講料は夫々28,000円)。